

令和 3 年第 5 回大口町議会定例会一般質問

質問者	議席番号	1	氏名	吉田 正
-----	------	---	----	------

**1 新型コロナウイルス感染症による減収に伴う国民健康保険税の減免制度**

問 (1)	これまでの国民健康保険税の減免の実績は。
-------	----------------------

【回答】（回答者：健康福祉部長）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免制度は、今なお、全国的に終息のめどが立たない、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえたもので、保険者に対し、「その支給額について財政支援を行う」として、国が方針を示し、特例的な措置により設けたものであります。

本町の令和 2 年度の実績につきましては、被保険者 4 1 人で、減免総額としては、7 0 4 万 7, 9 0 0 円でした。

**1 新型コロナウイルス感染症による減収に伴う国民健康保険税の減免制度**

問（2）	事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入だけでなく、雑所得も減免対象にできないか。
------	---

【回答】（回答者：健康福祉部長）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置は、さまざまな就業の形態、収入の形態がある中で、新型コロナウイルス感染症による影響を受けやすい、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかを対象としております。

雑所得（公的年金等）は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収が見込まれるとは認めがたいため、減免の対象にはなっておりません。

国が定めた基準による国民健康保険税の減免は、国による特例的な措置として財政支援があります。

現在、本町の国民健康保険の財政状況を踏まえますと、新型コロナウイルス感染症が、今後の国民健康保険の財政運営にどのような影響を及ぼすかは不明確であり、かつ、予断を許さない状況である中で、町独自の減免制度を設ける余裕はないと認識しております。

**1 新型コロナウイルス感染症による減収に伴う国民健康保険税の減免制度**

問（3）	国の基準では、前年の所得がゼロの場合は、減免の対象とならない。おかしいのではないか。
------	--

**【回答】**（回答者：健康福祉部長）

この国民健康保険税の減免は、新型コロナウイルス感染症による影響により、収入が減少した世帯への特例措置です。

世帯の主たる生計維持者の前年度所得が0円の場合は、比較の対象となる所得額が0円ということで、国民健康保険税の所得にかかる分は課税されておきませんので減免の対象にはならないものです。

今回のコロナによる減免制度の対象にならない場合については、従来の国民健康保険税の軽減制度により対応していきたいと考えております。

**1 新型コロナウイルス感染症による減収に伴う国民健康保険税の減免制度**

問（４）

この減免制度には、地方交付税措置はあるのか。

【回答】（回答者：健康福祉部長）

現時点で、令和3年度における、国民健康保険に対する国の財政基盤強化のための支援措置をみますと、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置につきましては、国の特別調整交付金により財政支援される予定であるため、地方交付税措置はないと思われます。

**1 新型コロナウイルス感染症による減収に伴う国民健康保険税の減免制度**

問（５）	国の財政支援は、令和２年度は全額だったが、令和３年度が全額でなくなるのはなぜか。
------	--

【回答】（回答者：健康福祉部長）

国が全額補助を見直すのは、「東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響を除き、災害に対する特例的な全額補助は１年間としている例が多いことなどを踏まえたものである」とのことです。

具体的な補助割合は、減免総額が、市町村調整対象需要額の３％以上で減免総額の１０分の１０、１．５％以上３％未満で減免総額の１０分の６、１．５％未満で減免総額の１０分の４とし、令和３年度分の財政支援の財源は、国の特別調整交付金で賄う予定とのことであります。

国の財政支援の正式な基準は、今秋（例年１０月頃）に通知される予定の令和３年度特別調整交付金（その他特別事情）の交付基準の中で定められる予定となっておりますので、この補助割合が進められるのか、あるいは見直しがされるのか、今後の動きを注視していきたいと考えております。

**1 新型コロナウイルス感染症による減収に伴う国民健康保険税の減免制度**

問（6）	国の財政支援の変更による影響は、どの程度になると見込んでいるのか。
------	-----------------------------------

【回答】（回答者：健康福祉部長）

現時点で、令和3年度の減免の総額が、どの程度になるかは分かりませんが、交付基準により試算しますと、特別調整交付金による補助割合は10分の4となるのではないかと想定しております。

したがって、特別調整交付金を除く6割分は、町の国民健康保険財政により予算措置する必要がありますので、本町としましては、国民健康保険財政調整基金により対応する方向で考えております。

**1 新型コロナウイルス感染症による減収に伴う国民健康保険税の減免制度**

問（7）	<p>減免基準では、令和3年の収入の減少を、コロナ禍前の元年の収入ではなく、コロナ禍の令和2年収入と比較することとなっている。</p> <p>令和2年度に減免制度を活用した人の場合、そこからさらに3割の減収がないと次の減免対象にならない。</p> <p>2年連続して（収入減少で生活が）厳しい人には保険税の負担が生じるため、特例が続かない。減収を比較する年は、コロナの影響がなかった令和元年をみないと、実際には救済にならないのではないか。</p>
------	---

**【回答】**（回答者：健康福祉部長）

令和2年度の場合は、新型コロナウイルス感染症という想定外の災害により、急激な収入の減少を受けた世帯に対し、令和元年所得に対して課税される令和2年度の国民健康保険税の負担を軽減するための減免の措置でした。

令和3年度の国民健康保険税は、令和2年の所得に応じて課税されるものであり、令和2年の所得が減少していれば、その減少した所得により課税計算がされますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、それでもなお収入が減少し、減免基準に該当する世帯は、引き続き、特例の措置により国民健康保険税が減免されます。

所得の低い世帯の国民健康保険税は、所得に応じて均等割・平等割が7割、5割、2割軽減される国の法定軽減の制度がありますし、前年度より所得が著しく減少された方、失業などで雇用保険を受けられる方、世帯主や被保険者の方が病気療養される場合や、災害に遭われた世帯などで納付が困難な場合については、本町の条例・規則で減免規定を設けております。

本町としましては、こうした制度により対応していきますので、よろしくお願いたします。

## 2 女性の視点に立った、行事予定を

問 (1)	行事予定に女性の視点も取り入れていくことは大切なこと、近隣の計画状況を確認することも必要ではないか？
-------	--

【回答】(回答者：生涯教育部長)

小中学校では、年間の行事計画を組むにあたりいろいろな工夫をしてみえます。

例えば、家庭や地域と学校のつながりの視点では、保護者や地域の方々に、学校へ足を運んでいただく機会を、最低でも学期に1度、できれば月に1度、設けています。

また、PTA 総会、学年・学級懇談会、学校公開、保護者会、運動会・体育大会、学習発表会、合唱コンクールなど様々な行事がありますが、学校公開においては、2時間の公開や、午前と午後の両方を設定するなど、より参加しやすい環境づくりに工夫を凝らしています。

これらはいずれも、男性女性を問わず、保護者や地域の皆様方に、より学校運営に関わって頂けるよう、試行錯誤しながら配慮をしていますが、その一方で、学校及び学級運営や時季等を考えると、各種行事を設定可能な日はかなり限られているのが現状であります。